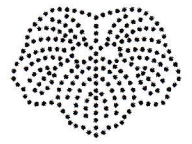


「リゅうま伝」は高野の分身がお客様のところへご挨拶に向う。どう気持ちでお届けしています。



リゅうま伝

第81号
2026年8月26日
高野 竜馬

「古文書とともに……」

お盆休みいかがが過ぎられましたか。帰省等かと思いがたでしうか。先祖様の歴史も知れた方も多いのではないでしうか。

今年の高野家は例年に比べて、ゆとりあるお盆休みでしたので、資料整理をしていたらホロッとする書類が……。

それは今から10年前のこと。ルーツ探しの旅で立ち寄った仙台で年の離れた従妹から教えてもらった書類でした。教えたもたらした家系にまつ亡父の遺した家系にまつる資料を見ていたら、従妹の手が止まったのです。

「これは……」

それは「略式命令」という裁判書の書類。略式命令とは、軽い刑事事件について

公開の法廷での裁判を開かず書類の審査だけで、10万円以下の罰金や料金を科す簡易な裁判手続きのこと。罰金を払って終わる「万有罪」となるため、前科がつくのだそうです。

父が何をして「略式命令」を受けたのかというと、電線に上ったいたカラスに向かって猟銃を発砲したというものの（笑）。

一瞬、「うちの親父ならやりかねん」と思いました。

「これは大騒ぎだったのよ。テレビのニュースでも報道されたんだから。でもこれは叔父さん（父）がやったことではないの。」

叔父さんが可愛がっていた社員たちが、叔父さんの猟銃を

勝手に持ち出して、遠く半分でカラスを撃つたら大騒ぎになったの」

思わず絶句しました。しかも発砲した人は私もよく知る人でした。

父が親族の所有するタクシー会社の経営者として活躍していたのは、私が物心つく前のこと。

交通事故の示談とか従業員との労使問題に手こずった話などを聞く一方で、昭和43年、九州のタクシー会社で初めて従業員を海外慰安旅行へ連れて行った話等

は聞いたことがありました。けれど、この発砲事件は初耳でした。

父のクセのある字で「高野家古文書」と書かれた封筒に、海外慰安旅行の新聞記事と一緒に保管されていた裁判所の略式命令。そんな資料を後生大事に

持っていたことも何だか笑えました。

成功談だけではなく、失敗も格好悪い話も全部ひっくり返して「高野家の歴史」とな

は思っていたのでしうか。何も後世に伝えたかったのかアッせで会ったら聞いてみたいものです。

そしていつの日か我が子ども達も「高野家古文書」の封筒を開ける日が来るかも知れません。

その時、自分は「何」を遺していくのか、少し考えさせられた。お盆休みでした。



たかの財形事務所
〒819-0374 福岡市西区千里 707-13
☎090-3407-2123
<https://www.takanozaikai.com> メール fp.takano@gmail.com